

5-2. 全体役割分担表(案)

A 【環境管理】	協議会参加主体				協力参加を願う主体		参考	
	河川管理者	学識委員	公募委員		関係自治体	地元自治会		教育機関
			個人	団体				
A-1 環境管理ゾーンの確定			協力	協力			環境管理ゾーンの確定は、調査結果等各種データに基づき、公募委員の協力の下、河川管理者が決定する。それと並行して、実際の担い手となる公募委員が協力体制等について検討する。	
A-2 環境管理の指導	協力						自然環境全体の現状や推移について、調査機関及び地元活動団体が蓄積しているデータを活用し、環境管理の指導を行う。	
A-3 植栽・草刈りなどの作業参加	協力	助言				協力	協力	機械を使った大がかりな草刈りなどは河川管理者が実施するが、小規模または手作業による管理については、地元住民や団体、一般市民からの参加型環境管理を積極的に推進していく。
A-4 ゴミ拾い	協力							太郎右衛門自然再生地に関わるすべての主体が協力して、現地を訪れる際にはゴミ持ち帰り運動等を実施することが望ましい。現地で実施される観察会等のイベントの機会に、参加者でゴミ集めを行うことも考えられる。
A-5 作業の結果集められたゴミの運搬・処分								市民では直接ゴミを処理することができないため、日常やイベント時の普通ゴミ処分については、関係自治体の行政窓口で協力していく必要がある。粗大ゴミと自然災害により流されてきたゴミ等は河川管理者が処分する。
A-6 刈り取った草などの運搬・処分・活用								現地で刈り取られた草などについては、循環再利用を極力進めて、ゴミの量を減らす努力が必要であり、これについては、環境管理のすべての情報を集約している河川管理者が工夫する。春季の刈り取り草の一部は「荒川緑肥」として再利用をはかる。そのほか、ゴミとして処分する草は普通ゴミ処分と同様に自治体が協力していく。
A-7 定期的パトロール・情報収集・報告								河川管理者は、パトロールカーにより定期的に河川巡視を実施する。さらに公募委員が、管理・活用の状況について点検を行う。そのことにより、河川管理者だけが定期的に見回るよりもきめ細かな管理が可能になる。
A-8 必要な機材・道具の提供								河川管理者や関係自治体が環境管理に必要なと思われる道具(ゴミ袋、軍手等)を適宜購入し、提供する。
A-9 安全管理								危険を伴う可能性のある作業や主催行事については、十分に注意を払う。また、管理作業等でおきる事故に対して金銭的な保証を行うため保険をかける。

B 【環境モニタリング】	協議会参加主体				協力参加を願う主体		参考	
	河川管理者	学識委員	公募委員		関係自治体	地元自治会		教育機関
			個人	団体				
B-1 動物生息調査への指導			協力	協力				動物の中には、姿の確認や種の同定が困難なもの、人間が近寄ることによってダメージを受けるものがあり、専門家が中心となり生息調査を指導する。
B-2 動物生息調査への参加・補助		助言			協力			姿や鳴き声などによる同定が容易な種類の野鳥・昆虫などの調査については公募委員や一般利用者が実施する。トラップなどの仕掛けが必要な調査については専門家に依頼するなど、調査対象によって分担して実施する。

B-3 植物調査の指導			協力					同定困難な種を含めた植物全体の調査の指導を、地元で長年観察を続けている人材、または専門家により実施する。
B-4 植物調査への参加・補助		助言			協力			同定が容易な植物調査については、一般利用者や公募委員が実施する。同定が困難な種については、専門家等の指導を受けながら実施する。
B-5 水質・水位等環境調査の実施		助言			協力			高度な調査については、専門機関や河川管理者が調査を実施する。簡易な調査を市民参加で頻繁に行い、年間を通じた環境変化を把握する。
B-6 動植物の生息・生育環境のモニタリング		助言	協力	協力				河川管理者が、生息・生育環境の推移を把握するための継続的モニタリングを実施する。また、公募委員、一般利用者から寄せられる確認情報についても蓄積し、順応的管理を実施するための基礎資料とする。

C 【自然環境学習】	協議会参加主体				協力参加を願う主体		参考	
	河川管理者	学識委員	公募委員 個人 団体		関係自治体	地元自治会		教育機関
C-1 環境教育関連事業の主催		助言						公募委員等の行事に加え、河川管理者、関係自治体等においても違った視点で行事を企画または、公募委員と共催する。
C-2 環境学習プログラムの組み立て		助言			協力			教育機関や、学校行政等の指導や教育現場のニーズに関する情報の提供を受けて、有効な環境学習プログラムを組み立てる。
C-3 子ども対象、または学校教育と連携した環境学習プログラムの企画		助言			協力			子どもたち、あるいは親子で積極的に太郎右衛門自然再生地を利用してもらう機会を提供するため、各主体が独自、または連携・協力して、環境学習プログラムを企画する。
C-4 一般市民を対象とした講座・自然観察会の企画		助言			協力			一般の市民に対して、太郎右衛門自然再生地の自然に興味を持って触れあえる機会を提供するため、各主体が独自、または連携・協力して、講座、自然観察会を企画する。
C-5 一般市民を対象とした講座・自然観察会への参加								各主体も、環境学習プログラム、講座、自然観察会の企画、運営、広報等を行うだけでなく、積極的に参加し、プログラムの改良などについて検討する。
C-6 指導者・実践者の育成	協力	助言			協力			専門的な知識や経験・技術などを持つ専門家や公募委員は、講座・観察会等により、ある程度経験を積んだ市民を、将来の指導の担い手として、育成する。
C-7 教育行事に際しての指導担当	協力	助言			協力			将来的には、育った指導者層が人材養成等について担当していく。

D 【普及啓発・情報公開】	協議会参加主体				協力参加を願う主体		参考	
	河川管理者	学識委員	公募委員 個人 団体		関係自治体	地元自治会		教育機関
D-1 チラシの配布・呼びかけなど、一般市民に対する広報						協力	一人でも多くの人に参加できるよう、多様な主体が協力して情報の普及や広報を行う。	
D-2 動植物の情報を共有するために公開		助言	協力	協力	協力		協力	調査結果等の情報について、河川管理者が整理し、一般への普及や必要な情報の公開を行う。
D-3 環境管理・教育行事への支援・後援等		助言						河川行政、環境行政、教育行政などのそれぞれの主体が、必要に応じ、環境管理、教育行事への支援・後援等を実施する。
D-4 活動に必要な資材等の提供・貸し出し	協力				協力			各主体が持ち合わせている管理や調査の機材を有効に活用していけるよう、連携・協力する。